

収 支 報 告 書



1 (ふりがな)
政治団体の名称

うめむら ただし せいさくけんきゅうかい
梅村 ただし政策研究会

2 主たる事務所の所在地

名古屋市中区瑞穂区妙音通3丁目20番地の6

令和 3 年分

3 代表者の氏名

梅村 忠司

4 会計責任者の氏名

梅村 忠司

※該当箇所に すること

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 公職の種類 (現職・候補者等) 資金管理団体の届出をした者の氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 無

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 梅村 忠司 公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者等)

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 3 年 10 月 8 日から	令和 3 年 12 月 31 日まで

※報告年の途中で資金管理団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

※報告年の途中で国会議員関係政治団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

事務担当者の氏名

梅村 忠司

(電話)

052-842-0388

(電話)

059-379-1766

(電話)

「本年の収入額」及び「支出総額」がともに「0」の場合で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、表紙(①)及び②、⑬、⑯の4枚のみ(国会議員関係政治団体は、政治資金監査報告書を添付して)提出してください。

受付番号 356

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 (a) + (b) = A				0
(前年からの繰越額) (a)				0
(本年の収入額) (b)				0
支 出 総 額 B				0
翌年への繰越額 A - B				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附					
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					(その7)に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附					(その7)に内訳を記載
(ウ) 政治団体からの寄附					(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア+イ)					

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。



有に☑の場合は、項目別区分ごとに(その18)を作成してください。⑰

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 10日

政治団体の名称 梅村 下だし政策研究会

会計責任者の氏名 梅村 忠司



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

印

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、会計責任者の記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 解散した場合のみ、代表者の記名押印又は署名も必要です。署名は必ず代表者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和4年5月2日

梅村ただし政策研究会

代表 梅村 忠司 殿

登録政治資金監査人 横田 政紀

登録番号 第 2991号

研修修了年月日 平成21年10月16日

1 監査の概要

私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、梅村ただし政策研究会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該支払報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込支払明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

- (1) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (2) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (3) この政治資金監査は、梅村ただし政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、梅村ただし政策研究会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

梅村ただし政策研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、梅村ただし政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上